様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 　　2025年　3月　19日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） にしにっぽんしてぃぎんこう  一般事業主の氏名又は名称 株式会社 西日本シティ銀行  （ふりがな） むらかみ ひでゆき  （法人の場合）代表者の氏名 村上 英之  住所　〒812-0011　福岡市博多区博多駅前三丁目１番１号  法人番号　8290001004344  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 中期経営計画（2023年4月～2026年3月） | | 公表日 | 2023年3月30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ㈱西日本フィナンシャルホールディングス ホームページにて公表  該当ページ（P.7）  https://www.nnfh.co.jp/assets/pdf/corporate/strategy/chukikeieikeikaku2026.pdf | | 記載内容抜粋 | ・本中計（【補足】中期経営計画「飛翔 2026 ～つなぐココロ、つなげるミライ」）では強化されたグループ総合力を不断に磨き、お客さまに最適なソリューションを「ヒューマンタッチ」と「デジタル」の両面で提供することで、お客さまからの支持を高めながら、当社グループの収益力向上を目指す。  ・その実現に向け、お客さまのニーズと当社グループのソリューション機能をつなぐための「リレーションシップ・マネジメントの強化」を主要テーマに掲げ、その具体策として「営業態勢の強化」「人的資本の強化」に重点的に取り組む。  ・本中計においても「地域の発展なくして当社グループの発展なし」との信念のもと、地域・お客さまの課題解決や多様な地域貢献活動に取り組み、また、将来を見据えた成長投資の強化や株主還元の充実等を通じ、地域社会と当社自身のサスティナビリティ向上に努めていく。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 当行取締役会で承認（同日の㈱西日本フィナンシャルホールディングスの取締役会を経て公表）。  当行は、㈱西日本フィナンシャルホールディングス（持株会社）の子会社であり、戦略や方針は、上記持株会社の公表媒体に記載。本認定申請書では、その中で当行に関する記述を抽出。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　中期経営計画（2023年4月～2026年3月）  ②　統合報告書2024  ③　本部組織改正のお知らせ  ④　組織改正のお知らせ | | 公表日 | ①　2023年　3月　30日  ②　2024年　7月　30日  ③　2017年 12月　25日  ④　2020年　3月　16日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ㈱西日本フィナンシャルホールディングス ホームページにて公表  ①　該当ページ（P.9,18-19）  https://www.nnfh.co.jp/assets/pdf/corporate/strategy/chukikeieikeikaku2026.pdf  ②　該当ページ（P.41-46）https://www.nnfh.co.jp/assets/pdf/shareholder/ir/disclosure\_chukandisclosure/disclo\_202407/all.pdf  ③  https://www.ncbank.co.jp/noren/news/2017/\_\_icsFiles/afieldfile/2017/12/25/171225-1.pdf  ④  https://www.ncbank.co.jp/noren/news/2019/\_\_icsFiles/afieldfile/2020/03/16/200316-1.pdf | | 記載内容抜粋 | 【補足】西日本フィナンシャルホールディングスグループは、中期経営計画にて掲げる4つの基本戦略のうち「営業革新」において、以下の戦略を示している。  ＜デジタル戦略＞  ・個人・法人向けデジタルチャネルの機能拡充・UI/UXの向上に取り組むとともに、お客さま情報の一元化・利活用に向けた態勢を構築し、リアル・デジタルの両チャネルでお客さまごとに最適なソリューションを提供。  （当行における取組み）  ―スマホアプリ「西日本シティ銀行アプリ」は、2015年3月の取扱い以降、普通預金口座の開設やカードローン・投資信託の取引、スマホATMなど、アプリで完結できる機能やサービスを拡充。  ―2020年12月、法人版プラットフォーム「NCBビジネスステーション」を導入。本サービスは、「Web上にいつでも窓口を！」をコンセプトに、金融・非金融取引をオンライン上においてワンストップで提供することを目指し、株式会社NTTデータと共同開発した九州地銀初となる独自のシステム。  ＜業務革新＞  ・デジタル化の進展、次期営業店システム導入による事務の抜本的な削減等を踏まえ、営業店を「コンサルティング中心の場」と再定義。また、効率化等により捻出された人員を、フロント部門等の重点分野へ再配置し、生産性を向上。  （当行における取組み）  　―営業店システム更改による「3レス」の実現により、店頭事務を大幅に削減・簡素化。  　　【補足】「3レス」は「伝票・帳票レス」「現金ハンドリングレス」「勘定集計レス」。  　―店頭事務の担い手はスタッフ中心とし、行員の業務を対面の相談業務へシフト。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　当行取締役会で承認（同日の㈱西日本フィナンシャルホールディングスの取締役会を経て公表）。  ②　統合報告書は取締役会にて承認された中期経営計画を踏まえて作成し、㈱西日本フィナンシャルホールディングスの社長の承認を経て発行・掲載している。  ③、④　当行の経営会議（取締役会から委任された決議事項）にて承認されている。  当行は、㈱西日本フィナンシャルホールディングス（持株会社）の子会社であり、戦略や方針は、上記持株会社の公表媒体に記載。本認定申請書では、その中で当行に関する記述を抽出。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　中期経営計画（2023年4月～2026年3月）（P.21）  ②　統合報告書2024（P.49-52）  ③　本部組織改正のお知らせ（P.1）  ④　組織改正のお知らせ（P.1） | | 記載内容抜粋 | ＜組織に関する取組み＞  ・当行は、先進的かつ利便性の高い金融サービスの提供と、効率的かつ生産性の高い業務運営体制の構築に向けて、全行を挙げて業務革新を推進するため業務革新室を2018年1月に新設。  ・当行は、デジタル技術を活用したお客さまにとって利便性の高い金融サービスの企画を機動的に推進する専門部署として、「デジタル戦略部」を2020年4月に新設。  ＜人材育成・確保に関する取組み＞  ・西日本フィナンシャルホールディングスグループは、経営戦略の実現に必要となる、各分野において高い専門性を持つ人財を「戦略人財（コンサルティング人財・DX人財・企画人財・専門人財）」と定義し、あるべき人財ポートフォリオの構築に向けて、計画的に育成。  【補足】高度資格の取得状況や保有スキル、実務経験などの社内要件に基づき、戦略人財を「ベース人財」「コア人財」「スペシャリスト」の3段階で認定。  【補足】DX人財については、IT関連研修の実施やITベンダ―等への外部出向、DX分野に強みを持つグループ企業間（当行、㈱シティアスコム、イジゲングループ㈱）の人財交流などにより育成。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　中期経営計画（2023年4月～2026年3月）（P.25）  https://www.nnfh.co.jp/assets/pdf/corporate/strategy/chukikeieikeikaku2026.pdf  ②　統合報告書2024（P.11）  https://www.nnfh.co.jp/assets/pdf/shareholder/ir/disclosure\_chukandisclosure/disclo\_202407/all.pdf | | 記載内容抜粋 | 【補足】戦略的システム投資を拡大し、生産性・効率性の向上やお客さまの利便性の向上に取り組む。  ＜主な戦略的システム投資＞  次期営業店システムの導入  次期CRM/SFAシステムの導入  デジタルチャネルの機能拡充　等 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　中期経営計画（2023年4月～2026年3月）  ②　統合報告書2024 | | 公表日 | ①　2023年　3月　30日  ②　2024年　7月　30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ㈱西日本フィナンシャルホールディングス ホームページにて公表  ①　該当ページ（P.18-19）https://www.nnfh.co.jp/assets/pdf/corporate/strategy/chukikeieikeikaku2026.pdf  ②　該当ページ（P.41,45）  https://www.nnfh.co.jp/assets/pdf/shareholder/ir/disclosure\_chukandisclosure/disclo\_202407/all.pdf | | 記載内容抜粋 | ＜デジタル戦略に係るKPI＞  ・西日本シティ銀行アプリ口座登録件数：130万件  ・法人向けデジタルチャネル利用先数：70千先  ＜業務革新に係るKPI＞  ・本支店事務量削減：300人分  ・行員1人あたり顧客向けサービス業務利益：23/3期比1.6倍 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年7月30日 | | 発信方法 | 西日本シティ銀行ホームページ　トップインタビュー  https://www.ncbank.co.jp/corporate/topinterview/ | | 発信内容 | 村上代表取締役頭取より発信（以下抜粋）  社会・経済環境は大きく変化しています。なかでもSDGsやESG、DX（デジタル・トランスフォーメーション）など、世界が共有する大きな社会課題は、今後長期間にわたって私たちが向き合わなければならないものです。いわば「不可逆的」なテーマと捉えています。本中計の策定にあたっては、西日本FHグループがこうした不可逆的テーマに対応し、どのようなビジネスモデルを描くのかを考えの中心に据えました。  西日本FHグループは、西日本シティ銀行を核に、カード、証券、コンサルティングなど多様な企業で構成されています。前中計期間中の2022年度には、九州リースサービスとシティアスコム、イジゲングループの3社をグループに迎え入れました。SDGs / ESG、DXなど現在の社会課題に対応したソリューションを提供するための「陣構え」は相当程度、整ったと評価しています。  この強化されたグループ総合力を、本中計で取り組む施策を通じてさらに磨き上げ、お客さまに最適なソリューションを「ヒューマンタッチ」と「デジタル」の両面で提供します。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年12月 | | 実施内容 | IPAの自己診断結果入力サイトより入力。  （https://www.ipa.go.jp/digital/dx-suishin/about.html） |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2015年　4月頃　～　継続的に実施 | | 実施内容 | ・行内にCSIRTを設置し、サイバーセキュリティ対応態勢を整備。定期的にサイバーセキュリティに関する対応計画、対応実績を経営層に報告している。また、セキュリティ人材の育成・確保や外部環境の変化に応じた対策の強化を随時図っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。